

令和 8 年度嘉手納町一般介護予防事業  
高齢者筋力向上トレーニング教室  
フォローアップ事業仕様書

1. 事業目的

地域の介護予防を目的とした主体的な取り組みをサポートするため、自治会で実施している介護予防に資する運動グループに対し、健康運動指導士等の講師派遣を行い、介護予防の普及啓発を行うことを目的とする。

2. 事業対象者

介護予防につながる運動グループに参加する高齢者（6行政区）

3. 事業内容

(1) 実施内容

- ①運動に関する相談及び助言。
- ②対象に応じた運動方法等の情報提供を行う。必要時、嘉手納町が作成したDVD（体操動画）を活用する。
- ③利用者が主体的に取り組めるよう働きかけを行う。

(2) 実施期間

令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月

(3) 実施回数

- ・ 6 行政区×月 1 回×10 か月+60 回 計 120 回（1 行政区あたり月 1 回を目安とし、強化が必要な行政区については追加回を実施する）

※本事業の実施回数は計 120 回を上限回数とし、各行政区の状況に応じて実施期間や実施回数を柔軟に調整するものとする。

(4) 実施時間

- ・各運動グループの活動時間
- ・1 回あたりの事業時間は各行政区 1 時間 00 分（事前準備・後片付け等は含まない）

(5) 会場

各区コミュニティーセンター

(6) 評価

活動を継続するうえで各運動グループの強みや弱み等の評価を行う。

(7) 傷害保険

受託事業者において加入すること。

4. 実施体制

(1) 人員体制

健康運動指導士または介護予防運動指導員等本事業の実施に必要な運動指導能力及び知識を有する者 1 人以上を配置すること。

## (2) 安全管理

嘉手納町介護予防事業緊急対応マニュアルを参照した上で、事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。

また、国が示している基本的感染対策の考え方を参考に、感染症拡大防止対策を講じること。

## 5. 個人情報の保護

(1) 業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。

(2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 6. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を 1 月毎に提出すること。その際は、委託料請求書とともに実施翌月 10 日までに提出すること。また、事業終了時には評価を含めた実施報告書（助言・指導内容、実施場所、実施回数、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を提出すること。

## 7. 委託料

(1) 委託料には、本事業に係る人件費、事務費、保険料の負担分、事業の企画、運営実施にかかる費用等を含む。

(2) 具体的な支払いは、1 か月ごとの実績払いとし、報告書とともに町に請求を行う。委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から 30 日以内に支払うものとする

## 8. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 9. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。